民進党	支部の数	五四四	五三九
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五四四	五三九
自由民主党	支部の数	七六二〇	七六二一
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六二〇	七六二一
自由民主党	支部の数	七六三一	七六二〇
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六三一	七六二〇
おおさか維新の会	支部の数	一〇六	一〇二
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一〇六	一〇二
自由民主党	支部の数	七六三三	七六三一
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六三三	七六三一
自由民主党	支部の数	七六四四	七六三三
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六四四	七六三三
民進党	支部の数	五四一	五四四
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五四一	五四四
		届出年月日 平成二十八年七月二十八日	届出年月日 平成二十八年八月一日
		届出年月日 平成二十八年八月一日	届出年月日 平成二十八年八月九日
		届出年月日 平成二十八年八月九日	届出年月日 平成二十八年八月十八日
		届出年月日 平成二十八年八月十八日	届出年月日 平成二十八年十月五日

○総務省告示第四百四十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十一条第一項の規定による政党が同法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった旨の届出があったので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月十九日

総務大臣　山本　早苗

届出をした政党の代表者であった者の氏名	政党助成法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった年月日
荒井　広幸	平成二十八年七月十日

届出年月日　平成二十八年七月十一日

○総務省告示第四百四十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十七条第二項の規定による特定交付金の交付を受けようとする政治団体の届出があったので、同条第六項の規定により読み替えて準用される同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月十九日

総務大臣　山本　早苗

政党の名称	新党改革
主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂二―八―一五
代表者の氏名	荒井　広幸
会計責任者の氏名	大出　浩己
会計責任者の住所	東京都板橋区熊野町一八―二
会計責任者の職務代行者	前田　泰蔵
会計責任者の職務代行者の住所	東京都江戸川区中葛西一―三一―六
会計監査を行うべき者	大山　哲
会計監査を行うべき者の住所	神奈川県横浜市栄区犬山町六〇―一八
支部の数	三
うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数	三
政党が組織された年月日又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日	平成二十年八月二十八日
政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日	平成二十一年十月十六日
政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日	平成二十八年一月十五日
政党助成法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった年月日	平成二十八年七月十日

○総務省告示第四百四十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十七条第六項の規定により読み替えて準用される同法第十条第四項の規定に基づき、特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十八年十二月十九日

総務大臣　山本　早苗

政治団体の名称	特定交付金の額
新党改革	三五、〇七三、二三一円

○総務省告示第四百四十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第一項（同条第三項の規定の適用がある場合を含む。）の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の平成二十八年七月二十六日を基準日とする届出があったので、同条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月十九日

総務大臣　山本　早苗

一　おおさか維新の会　　届出年月日　平成二十八年八月九日

(一)	政党の名称	おおさか維新の会（略称　維新）	
(二)	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区島之内一―一七―一六	
	氏名	住所	生年月日　選任年月日
(三)	代表者	松井　一郎	大阪府八尾市龍華町一―四―二　昭和三十九年一月三十一日　平成二十七年一月三十一日
(四)	会計責任者	木下　智彦	東京都港区赤坂二―一七―一〇　昭和四十四年四月三十一日　平成二十七年十月三十一日

新党改革	(一)	政治団体の名称	新党改革（しんとうかいかく）
	(二)	主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂二―八―一五
		氏名	住所　生年月日　選任年月日
	(三)	代表者	荒井　広幸　福島県田村市船引町船引字山ノ内五〇　昭和三十三年五月十五日　平成二十五年七月二十二日
	(四)	会計責任者	大出　浩己　東京都板橋区熊野町一八―二　昭和三十五年二月二十二日　平成二十五年七月二十二日
	(五)	会計責任者の職務代行者	前田　泰蔵　東京都江戸川区中葛西一―三一―六　昭和四十二年四月二十一日　平成二十八年一月十四日
	(六)	会計監査を行うべき者	大山　哲　神奈川県横浜市栄区犬山町六〇―一八　昭和二十一年四月二十三日　平成二十二年四月二十三日
	(七)	支部の数	三
	(八)	うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数	三
	(九)	政党が組織された年月日又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日	平成二十年八月二十八日
	(十)	政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日	平成二十一年十月十六日
	(十一)	政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日	平成二十八年一月十五日
	(十二)	政党助成法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった年月日	平成二十八年七月十日

○総務省告示第四百四十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十七条第六項の規定により読み替えて準用される同法第十条第四項の規定に基づき、特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十八年十二月十九日

総務大臣　山本　早苗

政治団体の名称	特定交付金の額
新党改革	三五、〇七三、二三一円

○総務省告示第四百四十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第一項（同条第三項の規定の適用がある場合を含む。）の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の平成二十八年七月二十六日を基準日とする届出があったので、同条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月十九日

総務大臣　山本　早苗

一　おおさか維新の会（いしん）　　届出年月日　平成二十八年八月九日

(一)	政党の名称	おおさか維新の会（略称　維新（いしん））	
(二)	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区島之内一―一七―一六	
	氏名	住所	生年月日　選任年月日
(三)	代表者	松井　一郎	大阪府八尾市龍華町一―四―二　昭和三十九年一月三十一日　平成二十七年一月三十一日
(四)	会計責任者	木下　智彦	東京都港区赤坂二―一七―一〇　昭和四十四年四月三十一日　平成二十七年十月三十一日